

内閣府 Cabinet Office

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【1世帯あたり10万円】は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要です**。

給付金の支給額	給付金の支給時期
1世帯あたり10万円	市区町村により異なります。 <small>※市区町村が確認（または申請書）を受付した後、記載漏れがない等の確認に、一定期間が必要です。</small>

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

- 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- 令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

お住まいの市区町村から確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります
令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

申請が必要です
申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。
申請期間はお住まいの市区町村により異なります。
【申請書配布先】市区町村給付金担当窓口など

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

イメージ書式

総合経済対策 <2024(R6)年11月22日 閣議決定> 非課税所帯 給付金支給業務 事務局支援サービス

プッシュ方式では、書式印刷+データ印字が求められます。

支給決定通知書	宛名・支給口座情報【データ印字】
支給決定通知書（こども加算）	児童氏名・生年月日【データ印字】
支給要件確認書	宛名・支給口座情報【データ印字】
支給決定通知書 別紙 こども加算支給対象児童通知書	児童氏名・生年月日【データ印字】
支給（不支給）決定通知書	宛名・支給口座・支給日・支給金額 等【データ印字】

データ授受・書式印刷・データ印字・封入封緘まで、社内一貫生産。



印刷機



データ印字機



封入封緘機

ISO 9001 (品質) Pマーク(個人情報) KES(環境) 認証取得 京都市元気印認定企業 経営革新認定企業 健康経営優良法人



株式会社 田中印刷

www.tanaka-kp.co.jp

東京支店 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-8-3 JP茅場町ビル7階

☎ 03-3527-3597 ☎ 03-3527-3598

本社工場 〒601-8203 京都市南区久世築山町452-4 (久世工業団地内)

☎ 075-933-2191 ☎ 075-933-2300



京都本社工場



東京支店